

議案第 103 号

山都町税条例の一部改正について

山都町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免について、現在の社会情勢を踏まえて身体障害者等の社会参加や移動手段の確保を後押しし、対象となる車両の拡充を図るため、山都町税条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町税条例の一部を改正する条例

山都町税条例（平成17年山都町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項中「対しては、」を「ついて、規則で定めるところにより、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第1号から第3号までに規定する軽自動車等にあっては、1台に限るものとする。

第90条第1項第1号中「又は精神に」を「、精神に」に改め、「以下（精神障害者という。）」の次に「又は身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者」を加え、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）」、「、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者」及び「（1台に限る。）」を削り、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2）　身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にしている者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの

（3）　身体障害者等又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等のために当該身体障害者と常時介護する者が運転するもの

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

山都町税条例(平成17年条例第49号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(身体障害者等に対する種別割の減免)	(身体障害者等に対する種別割の減免)
第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに <u>対し</u> ては_____、種別割を減額し、又は免除する。_____	第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに <u>つい</u> <u>て、規則で定めるところにより、種別割を減額し、又は免除する。こ</u> <u>の場合において、第1号から第3号までに規定する軽自動車等にあって</u> <u>は、1台に限るものとする。</u>
(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) _____が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳 未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車 等を含む。)で、当該身体障害者、 <u>当該身体障害者若しくは精神障害</u> 者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計 を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される 世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構 成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの <u>(1台に</u> <u>限る。)</u>	(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 精神に_____障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) 又は身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。) と生計を一にする者が所有する軽自動車等_____ _____で、当該身体障害者_____ _____が運転するもの_____
	(2) 身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にしている者が所 有する軽自動車等で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等 と生計を一にする者が運転するもの
	(3) 身体障害者等又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成さ れる世帯の者に限る。)を常時介護する者が所有する軽自動車等で、 当該身体障害者等のために当該身体障害者と常時介護する者が運転

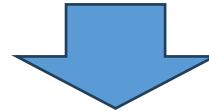
<p><u>(2)</u> (略) 2~5 (略)</p>	<p><u>するもの</u> <u>(4)</u> (略) 2~5 (略)</p>
-----------------------------------	---

主旨：社会情勢を踏まえた改正を行うことで、障害者の社会参加や移動手段の確保を後押しする。

項目	現行	改正内容	理由	根拠規定
家族運転の範囲拡大	重度の障害のみ (主に1～3級) が対象	本人運転の障害の程度と同等	本人が免許を返納した場合に減免対象外になるなど、社会情勢等にそぐわない取り扱いとなるケースが生じているため	運用内規 (不文律)
家族運転における用途	用途を通院等に限定	日常生活を追加	本町において日常生活に車の使用がほぼ必須という環境であるため	運用内規 (不文律)
生計を一にする者の定義の整理	原則、本人と同居すること	別居であっても、日常生活の資を継続的に共通としている(扶養関係)と認められる場合には、生計を一とする。	別居(同居していない)の場合でも、生計を一としていると扱うべきケースが存在するため。	運用内規 (不文律)
車検証の名義人の拡大	原則、本人名義であること	家族名義(生計を一にする者)でも対象	本人が高齢で免許を持っていない場合、本人の名義にすることができない場合があるため。	税条例第90条

(現行)

運転者	所有者	目的
障害者本人	障害者本人	
障害者と生計を一にする者	障害者と生計を一にする者 ※18歳未満の身体障害者または精神障害者に限る	通学、通院、通所、生業の用に供されるもの
障害者を常時介護する者	障害者本人	



(改正後)

運転者	所有者	目的
障害者本人	障害者本人	<u>特に問わない</u>
	障害者と生計を一にする者	
障害者と生計を一にする者	障害者本人	通学、通院、通所、生業、 <u>日常生活</u> の用に供されるもの
	障害者と生計を一にする者	
障害者を常時介護する者	障害者本人	通学、通院、通所、生業の用に供されるもの
	障害者を常時介護する者	